

資料 1

議会基本条例等に関する審査特別委員会

特別委員会に付託した 4 条例に関連する条例等 制定・改正案

□福島町議会基本条例に関する諮問会議条例等の一部を改正する条例
例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1～12

□福島町議会の運営に関する基準の一部改正・・・・・・P 13～39

発委第 号

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例等の一部を改正する条例について

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月8日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例等の一部を改正する条例

(福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の一部改正)

第1条 福島町議会基本条例に関する諮問会議条例(平成22年条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
福島町議会基本条例に関する諮問会議条例 (設置) 第1条 福島町議会基本条例(平成21年福島町条例第11号。以下「基本条例」という。)第20条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議(以下「諮問会議」という。)を設置する。 <u>その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。</u> (所掌事項) 第2条 諮問会議は、次に掲げる事項	福島町議会基本条例諮問会議条例 (設置・目的) 第1条 福島町議会基本条例(平成21年福島町条例第11号。以下「基本条例」)第20条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議(以下「諮問会議」)を設置し、 <u>組織、運営に必要な事項を定めることを目的とする。</u> (所掌事項) 第2条 諮問会議は、次に掲げる事項

について議長の諮問に応じての調査審議及び議会に意見を申し出ることができる。

(1)～(4) (略)

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 (略)

(会議)

第6条 (略)

2 (略)

3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 (略)

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項の旅費支給方法については、職員等の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の規定を準用する。ただし、職務のため町内旅行した者及び通知に応じて会議又は調査立会い等のため参会した者に対して支給する旅費額は、1,000円とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事

について議長の諮問に応じて調査審議し、議会に意見を答申する。

(1)～(4) (略)

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者、その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 (略)

(会議)

第6条 (略)

2 (略)

3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を要請し、意見・説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 (略)

2 支給する旅費の額は、別表による。

3 旅費支給方法については、職員等の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の規定を準用する。職務のため町内旅行した者、通知に応じて会議・調査立会い等のため参会した者に対して支給する旅費額は、1,000円とする。

(委任)

第10条 諮問会議の運営に必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

項は、会長が諮問会議に諮 ^つ て定める。	
---------------------------------	--

(福島町議会議員研修条例の一部改正)

第2条 福島町議会議員研修条例(平成20年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は</u>、福島町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、も^つて町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に<u>努めなければならない</u>。</p> <p>(研修の種類等)</p> <p>第3条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を<u>図るものとし</u>、研修の種類、対象者<u>及び</u>研修内容は、別表のとおりとする。</p> <p>(研修の実施計画)</p> <p>第4条 研修の実施計画(別記第1号様式)は、毎年度当初に議長が議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)に諮^つて作成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修の義務)</p> <p>第5条 議員は、前条の研修に参加す</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 福島町議会議員(以下「議員」)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、も^つて町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に<u>努める</u>。</p> <p>(研修の種類等)</p> <p>第3条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を<u>図り</u>、研修の種類、対象者、<u>研修内容は</u>、別表のとおりとする。</p> <p>(研修実施計画)</p> <p>第4条 研修の実施計画(別記第1号様式)は、毎年度当初に議長が議会運営委員会(以下「運営委員会」)に諮^つて作成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修の義務)</p> <p>第5条 議員は、前条の研修に参加す</p>

<p>る<u>よう努めなければならない</u>。</p> <p>(研修報告)</p> <p>第7条 研修に参加した議員は、<u>その</u>成果を<u>文書で報告するよう努めなければならない</u>。</p> <p>2 議長は、報告書(<u>別記第2号様式</u>)を公開<u>しなければならない</u>。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 <u>この条例</u>の施行に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>る。</p> <p>(研修報告)</p> <p>第7条 研修に参加した議員は、成果を<u>報告書(別記第1号様式)にまとめ、議長へ提出する</u>。</p> <p>2 議長は、報告書を公開<u>する</u>。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 施行に関し必要な事項は、議長が定める。</p>
--	--

(福島町政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第3条 福島町政務活動費の交付に関する条例(平成18年条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>福島町政務活動費<u>の交付に関する</u>条例 (目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項、第15項<u>及び</u>第16項の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するとともに、<u>この条例に基づく</u>政務活動費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、<u>もつて</u>議会の活性化<u>及び</u>地方自治の一層の進展に寄与するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡<u>若しくは</u>除名</p>	<p>福島町政務活動費交付条例 (目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項、第15項、<u>第16項</u>の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究、<u>その他の活動の基盤の充実</u>を図り、議会の審議機能を強化するとともに、政務活動費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、議会の活性化、<u>地方自治の一層の進展に寄与</u>するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡、<u>除名</u>、<u>議会</u></p>

又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の**政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。**

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出**しなければならない**。

2 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき(補欠選挙、繰上補充**又は**再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を町長に提出**しなければならない**。

3 **前2項の**提出に当た**つて**は、議長を経由して行う**ものとする**。

(交付決定)

第5条 町長は、**前条の規定による**交付申請について、交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知**しなければならない**。

2 **前項の**通知に当た**つて**は、**前条第3項の規定を準用するものとする**。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、**前条の規定による**通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の10日(その日が町の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により政務活動費を町長に請求する**ものとする**。**ただし**、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日

の解散があつた場合、政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出**する**。

2 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき(補欠選挙、繰上補充、再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を町長に提出**する**。

3 提出に当た**つて**は、議長を経由して行う。

(交付決定)

第5条 町長は、交付申請について、交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知**する**。

2 通知に当た**つて**は、**議長を経由して行う**。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の10日(その日が町の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により政務活動費を町長に請求する。年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求する。

が属する月までの月数分を請求する
ものとする。

2 町長は、**前項の**請求があつたとき
は、速やかに政務活動費を交付する
ものとする。

3 年度の途中において、選挙により
議員が当選したとき(補欠選挙、繰上
補充**又は**再選挙による場合を含む。)は、
任期開始の日の属する月分以降の
政務活動費を交付する。

4 議員は、年度の途中において、辞
職、失職、死亡**若しくは**除名又は議
会の解散により議員でなくなつたとき
は、議員でなくなつた日の属する
月の翌月(その日が月の初日の場合
は当月)分以降の政務活動費を速や
かに返還しなければならない。

(使途基準)

第7条 議員は、政務活動費を別表に
定める使途基準に従い使用**しなけれ
ばならない。**

2 **前項の規定に関わらず**議員は、次
に掲げる経費に政務活動費を使用し
てはならない。

(1) 政党活動に要する経費**又は**政
党が主催する事業**もしくはこれ
に**参加するための経費

(2)～(4) (略)

(5) 町民への配布を目的とした広
報誌等の発行**又は**配布のための経
費

(6)・(7) (略)

(8) その他、政務活動費の使途に
ふさわしくない**もの**の経費

2 町長は、請求があつたとき、速や
かに政務活動費を交付する。

3 年度の途中において、選挙により
議員が当選したとき(補欠選挙、繰上
補充、**再**選挙による場合を含む。)は、
任期開始の日の属する月分以降の政
務活動費を交付する。

4 議員は、年度の途中において、辞
職、失職、死亡、**除**名又は議会の解
散により議員でなくなつたとき、議
員でなくなつた日の属する月の翌月
(その日が月の初日の場合は当月)分
以降の政務活動費を速やかに返還し
なければならない。

(使途基準)

第7条 議員は、政務活動費を別表に
定める使途基準に従い使用**する。**

2 議員は、次に掲げる経費に政務活
動費を使用してはならない。

(1) 政党活動に要する経費、**政党
が**主催する事業、**参加**するための
経費

(2)～(4) (略)

(5) 町民への配布を目的とした広
報誌等の発行、**配布**のための経費

(6)・(7) (略)

(8) その他、政務活動費の使途に
ふさわしくない経費

(収支報告書)

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、様式第1号により次に掲げる書類を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 議員は、任期満了、辞職、失職、若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの収支報告書を、様式第1号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による提出された収支報告書の写しを様式第2号により町長に送付しなければならない。

(活動報告書)

第9条 議員は、その年度の政務活動費に係る研修・視察・調査・研究等に関する事項を行つた場合は、その結果を様式第3号により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職、若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの活動報告書を、様式第3号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に

(収支報告書)

第8条 議員は、政務活動費に係る収入、支出の報告書(以下「収支報告書」)を、様式第1号により次に掲げる書類を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。

(1)・(2) (略)

2 議員は、任期満了、辞職、失職、除名、議会の解散により議員でなくなつた場合、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの収支報告書を、様式第1号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。

3 議長は、前2項の規定による提出された収支報告書の写しを様式第2号により町長に送付する。

(活動報告書)

第9条 議員は、その年度の政務活動費に係る研修・視察・調査・研究等に関する事項を行つた場合、結果を様式第3号により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職、除名、議会の解散により議員でなくなつた場合、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの活動報告書を、様式第3号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。

議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において支消した政務活動費(第7条に規定する使途基準に沿った支出。)の総額を控除して残余がある場合、相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、議員の収支報告書及び活動報告書等を広報やICT情報として町民に公開しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)

使途基準

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務 <u>及び</u> 地方行財政に関する調査研究 <u>並びに</u> 調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費(会

(政務活動費の返還)

第10条 議員は、年度において交付を受けた政務活動費の総額から、支消した政務活動費(第7条に規定する使途基準に沿った支出。)の総額を控除して残余がある場合、返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する。

2 議長は、議員の収支報告書及び活動報告書等を広報やICT情報として町民に公開する。

(委任)

第12条 政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)

使途基準

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政に関する調査研究、調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費(会

	場費・機材借り上げ費、交通費、資料印刷費等)		場費・機材借り上げ費、交通費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)	資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞購読料等)	資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞購読料等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品、通信費等)	事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品、通信費等)

(議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会議員に対して支給する歳費、費用弁償<u>及び</u>期末手当の額<u>並びにその</u>支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(歳費)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長<u>及び</u>議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によ<u>つ</u>て計算した次に掲げる額とする。</p> <p>議長 月額 278,000円</p> <p>副議長 月額 222,000円</p>	<p>福島町議会議員歳費・費用弁償等条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会議員に対して支給する歳費、費用弁償、期末手当の額<u>と</u>、支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(歳費)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によ<u>つて</u>計算した次に掲げる額とする。</p> <p>議長 月額 278,000円</p> <p>副議長 月額 222,000円</p>

常任委員長 月額 201,000円
議会運営委員長 月額 201,000円
議員 月額 187,000円

第3条 議長、副議長、常任委員長**及び**議会運営委員長には、その選挙**又は**、選任された日から、議員にはその職についての日から**それぞれ**歳費を支給する。

第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長**及び**議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡**又は**議会の解散により**その**職を離れた時は、その日までの歳費を支給する。**ただし**、いかなる場合においても、重複して歳費は支給しない。

2 前条**及び**前項の規定により、月の初日から支給する以外るとき、**又は**月の末日まで支給する以外ときは、**その**歳費額は、**その**月の現日数を基礎として日割りによ**つ**て計算する。

3 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第12号)第3条第2項による届け出があつたのち、帰町届**又は**議会活動**及び**議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、**その期間の**歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。

(1)～(3) (略)

4 前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から90日**又は**180日**並びに**365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届**又**

常任委員長 月額 201,000円
議会運営委員長 月額 201,000円
議員 月額 187,000円

第3条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長には、その選挙・選任された日から、議員にはその職についての日から歳費を支給する。

第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡、議会の解散により職を離れた時は、その日までの歳費を支給する。いかなる場合においても、重複して歳費は支給しない。

2 前条、前項の規定により、月の初日から支給する以外るとき、月の末日まで支給する以外ときは、歳費額は、月の現日数を基礎として日割りによ**つ**て計算する。

3 福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第12号)第3条第2項による届け出があつたのち、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が、**次の**いずれかに該当する場合は、歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。

(1)～(3) (略)

4 前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から90日、180日、365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届、議会活動・

は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があつた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月をもつて終了する。

5 議会活動及び議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず歳費月額的全額を支給する。

(費用弁償)

第5条 議会議員が公務のために福島町以外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議会議員に支給する旅費については、町長相当額とする。

(期末手当)

第6条 議会議員で6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職するものにそれぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において町規則で定める日に期末手当を支給する。

2・3 (略)

(支給方法)

第7条 支給方法については、この条例に定のあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議員活動ができる旨の届け出があつた場合においては、事実が生じた日の属する月の前月をもつて終了する。

5 議会活動・議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず歳費月額的全額を支給する。

(費用弁償)

第5条 議会議員が公務のために福島町以外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 支給する旅費は町長相当額とし、車賃・日当・宿泊料・食卓料の額は別表第2のとおりとする。

(期末手当)

第6条 6月1日、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する議会議員にそれぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において町規則で定める日に期末手当を支給する。

2・3 (略)

(支給方法)

第7条 支給方法については、条例に定のあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

(規則への委任)

第8条 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(福島町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部改正)

第5条 福島町長の専決処分事項の指定に関する条例(平成18年条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>福島町長の専決処分事項の<u>指定に関する</u>条例</p> <p>福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」とい<u>う。</u>)第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。</p> <p>(1) 法令上、町の義務に属する1件の金額100万円以下の和解<u>及び</u>損害賠償の額の決定<u>に関する</u>こと</p> <p>(2) 会計年度末における町債の借入額の増減、新たな借入れ(一般公共事業財源対策分に限る。) <u>及びそれ</u>に伴う歳入歳出予算の財源繰替<u>に関する</u>こと</p> <p>(3) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金 <u>及び</u>基金積立金の増減額<u>に関し、歳入歳出</u>予算の補正<u>を</u>すること</p> <p>(4) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費の補正に伴う <u>歳入歳出</u>予算の補正<u>に関する</u>こと</p>	<p>福島町長の専決処分事項指定条例</p> <p>福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」)第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。</p> <p>(1) 法令上、町の義務に属する1件の金額100万円以下の和解、損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 会計年度末における町債の借入額の増減、新たな借入れ(一般公共事業財源対策分に限る。)に伴う歳入歳出予算の財源繰替</p> <p>(3) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金、基金積立金の増減額<u>の</u>予算補正</p> <p>(4) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費の補正に伴う予算補正</p>

附 則

平成31年4月1日から施行する。

福 議 委 号
平成31年2月20日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

次のとおり、諮問を受けた事項について答申いたします。

福島町議会の運営に関する基準の一部を改正する基準

福島町議会の運営に関する基準(平成13年議会基準第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>福島町議会<u>の運営に関する</u>基準 (中略)</p> <p>2 同一の月内に開催される定例に再開される以外の本会議の呼称は、その月の回数を記して、福島町議会定例会()月第()回会議とする。</p> <p>第2節 議会の招集</p> <p>3 (略)</p> <p>【先例1】定例に再開する本会議は招集日の10日前まで、また、定例に再開する以外の本会議は招集日の5日前までに通知する。</p> <p>第3節 会議の周知</p> <p>4 会議の開催にあつては、町民に会議内容等を周知するものとし、</p>	<p>福島町議会運営基準 (中略)</p> <p>2 同一の月内に開催される2回目以降の本会議の呼称は、その月の回数を記して、福島町議会定例会()月第()回会議とする。</p> <p>第2節 議会の招集</p> <p>3 (略)</p> <p>【先例1】一定期間に再開する本会議は招集日の10日前まで、また、一定期間に再開する以外の本会議は招集日の5日前までに通知する。</p> <p>第3節 会議の周知</p> <p>4 会議の開催にあつては、町民に会議内容等を周知するものとし、</p>

町内の公共機関等に掲示する。

第4節 参集

5 (略)

【先例1】 定例に再開する本会議及び定例に再開する以外の本会議の参集時間は、原則として開議時間30分前を通例とする。

6 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出する。ただし、その開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。

(中略)

第5節 議席

8 一般選挙後の最初の会議における仮議席は、会議前に事務局において定めたとおりとし、臨時議長が指定する。

(中略)

10 (略)

【先例1】 議席番号は、議長席に向かつて前列左端の議席を1番として、順次右に一連番号を付け、後列もまた同様に続くものとする。

【先例2】 (略)

第6節 本会議の審議日数

11 本会議の審議日数はあらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮つて決める。

(中略)

13 審議日数及び審議日数の延長は、期間及び日数を議決する。

第7節 議会の開閉

14 議会の開閉は、議長が宣告する。

町内の公共機関等に掲示する。

第4節 参集

5 (略)

【先例1】 一定期間に再開する本会議、一定期間に再開する以外の本会議の参集時間は、原則として開議時間30分前を通例とする。

6 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出する。開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。

(中略)

第5節 議席

8 一般選挙後の最初の会議における仮議席は、開議前に事務局において定めたとおりとし、臨時議長が指定する。

(中略)

10 (略)

【先例1】 議席番号は、議長席に向かつて前列左端の議席を1番として、順次右に一連番号を付け、後列もまた同様に続くものとする。

【先例2】 (略)

第6節 本会議の審議日数

11 本会議の審議日数はあらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮つて決める。

(中略)

13 審議日数、審議日数の延長は、期間・日数を議決する。

第7節 議会の開閉

14 議会の開閉は、議長が宣告する。

ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会議の終了により閉会となる。

第8節 会議時間

- 15 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を各議員に通知する。

会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。

- 16 会議の開始は、ブザーで報じ、開議定刻5分前に予鈴を、開議定刻に本鈴を鳴らす。

会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わつたときは倒して退場する。

第9節 休会

- 17 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長が会議に諮つて決める。

休会中の休日は、これを休会日数に算入する。

- 18 (略)

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

- 19 議員提出議案(条例、意見書、決議等)は、本会議ごとに発議第〇号、意見書案第〇号、決議案第〇号と一連番号を付ける。

- 20 町長提出議案及び諮問等は、本会議ごとに、議案第〇号及び諮問第〇号等と、その種別により一連番号を付ける。

閉会については、議長の宣告がなくても会議の終了により閉会となる。

第8節 会議時間

- 15 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。招集日の会議時間の変更は、あらかじめ各議員に通知する。

会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告する。

- 16 会議の開始は、号鈴で報じ、開議定刻5分前に予鈴を、開議定刻に本鈴を鳴らす。

会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わつたときは倒して退場する。

第9節 休会

- 17 休会の議決は、あらかじめ議会運営委員会で協議し、議長が会議に諮つて決める。

休会中の休日は、休会日数に算入する。

- 18 (略)

第2章 議案・動議

第1節 議案等の提出

- 19 議員提出議案(条例、意見書、決議等)は、年度ごとに発議第〇号、意見書案第〇号、決議案第〇号と一連番号を付ける。

- 20 町長提出議案・諮問等は、年度ごとに、議案第〇号、諮問第〇号等と、その種別により一連番号を付ける。

参考

議案等の提出は、次の例示による。

①～⑨ (略)

【先例1】9の報告の()内の等とは、議会に報告(提出)を義務付けられた次のものをいい、これは、議長の諸般の報告で行なう場合もある。

- ① 継続費繰越計算書及び継続費精算書の報告
- ② 繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告
- ③ 監査、検査結果の報告

④～⑤ (略)

- ⑥ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- ⑦ まちづくり条例・議会基本条例に基づく行政評価及び事務事業評価の報告

21 町長から提出される議案等の写しは、その必要部数を印刷し、議長に送付される。

【先例1】議案等の写しの各議員に対する送付は、定例に再開する本会議においては招集日の7日前まで、定例に再開する以外の本会議においては招集日の3日前までに行なわれるのが通例である。ただし、やむを得ない事情により期日までに送付できない議案(人事案件等を含む)は、議案提案日までに送付

参考

議案等の提出は、次の例示による。

①～⑨ (略)

【先例1】9の報告の()内の等とは、議会に報告(提出)を義務付けられた次のものをいい、議長の諸般の報告で行なう場合もある。

- ① 継続費繰越計算書・継続費精算書の報告
- ② 繰越明許費繰越計算書・事故繰越計算書の報告
- ③ 監査、検査結果の報告(例月監査報告等については議会ホームページに掲載)

④～⑤ (略)

- ⑥ 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検・評価の報告
- ⑦ まちづくり条例・議会基本条例に基づく行政評価・事務事業評価の報告

21 町長から提出される議案等の写しは、必要部数を印刷し、議長に送付される。

【先例1】議案等の写しの各議員に対する送付は、一定期間に再開する本会議においては招集日の7日前まで、一定期間に再開する以外の本会議においては招集日の3日前までに行なうことを通例とする。やむを得ない事情により期日までに送付できない議案(人事案件等を含む)は、議案提案日までに送付

することができるものとする。

22 (略)

【先例1】町長から提出される議案等の写しの各議員への配付は、町長より直接行なうのを通例とする。

23 議長は、同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会において調整する。

【先例1】各団体等から要請のある意見書等は、**定例に**再開する本会議の直近において開催される所管の委員会において取扱いを協議し、対応を必要とした案件について定例に再開する本会議前の議会運営委員会に諮るものとする。

【先例2】 (略)

24 議会推薦の農業委員は、議長が会議に諮って推薦の議決をする。

【先例1】議員提出議案は、**あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。**

【先例2】**人事案件を含む重要な案件については、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。**

第2節 動議の提出

25 (略)

26 議長の宣告に対する異議は、法律**又は**会議条例に規定するもの以外は、申し立てできない。

第3節 修正案の提出

することができるものとする。

22 (略)

【先例1】町長から提出される議案等の写しの各議員への配付は、町長より直接行なうことを通例とする。

23 議長は、**人事案件を含む重要な案件、議員提出議案について、あらかじめ議会運営委員会に諮り、**同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会において調整する。

【先例1】各団体等から要請のある意見書等は、**一定期間に**再開する本会議の直近において開催される所管の委員会において取扱いを協議し、対応を必要とした案件について定例に再開する本会議前の議会運営委員会に諮るものとする。

【先例2】 (略)

第2節 動議の提出

24 (略)

25 議長の宣告に対する異議は、法律・会議条例に規定するもの以外は、申し立てできない。

第3節 修正案の提出

27 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを各議員に配付する。

第4節 議案等の撤回及び訂正

28 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者が文書により要請する。

29 (略)

【先例1】 (略)

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

30 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議席の指定及び変更
- (2) (略)
- (3) 審議日数の決定及び延長
- (4)～(5) (略)

(6) 議長及び副議長の選挙並びに辞職

(7)～(8) (略)

(9) 常任委員の選任及び所属変更

(10) 議会運営委員の選任及び辞任

(11)～(12) (略)

(13) 事件の撤回及び訂正

26 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを各議員に配付する。

第4節 議案等の撤回・訂正

27 議会が受理した事件を撤回・訂正しようとするときは、議長に対し提出者が文書により要請する。

28 (略)

【先例1】 (略)

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成・配付

29 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議席の指定・変更
- (2) (略)
- (3) 審議日数の決定・延長
- (4)～(5) (略)

(6) 一般質問等答弁事項進捗状況調書の報告

(7) 正副議長を志す議員の所信表明

(8) 議長・副議長の選挙・辞職

(9)～(10) (略)

(11) 常任委員の選任・所属変更

(12) 議会運営委員の選任・辞任

(13)～(14) (略)

(15) 事件の撤回・訂正

(14) (略)

(15) 委員会の審査**又は**調査の期限

(16)～(17) (略)

(18) 特別委員の選任**及び**辞任

(19)～(21) (略)

(22) 一部事務組合**及び**広域連合議会の議員の選挙

(23) 選挙管理委員**及び**補充員の選挙

【先例1】**定例に再開する本会議**ごとに町長、教育長等が行なう行政報告は、その写しを**事前(当日)**に、議員に**対し**配付する。

ただし、定例に再開する以外の本会議においても町長、教育長等が必要と判断したときは、上記に準じて行うことができる。

31 (略)

【先例1】(略)

32 一般選挙後の最初の議会における議事日程については、おおむね次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3)～(4) (略)

(5)～(8) (略)

(9) 一部事務組合**及び**広域連合議会の議員の選挙

(10) (略)

【先例1】一般選挙後の最初の議会における議事日程**については**、事務

(16) (略)

(17) 委員会の審査・調査の期限

(18)～(19) (略)

(20) 特別委員の選任・辞任

(21)～(23) (略)

(24) 一部事務組合・広域連合議会の議員の選挙

(25) 選挙管理委員・補充員の選挙

【先例1】再開する本会議ごとに町長、教育長等が行なう行政報告は、その写しを議員に**事前(当日)**配付する。

30 (略)

【先例1】(略)

31 一般選挙後の最初の議会における議事日程については、おおむね次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) **議長を志す議員の所信表明**

(4)～(5) (略)

(6) **副議長を志す議員の所信表明**

(7)～(10) (略)

(11) 一部事務組合・広域連合議会の議員の選挙

(12) (略)

【先例1】一般選挙後の最初の議会における議事日程は、事務局におい

局において作成する。

33 (略)

34 議事が終わらなかつたため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。

第2節 日程の順序変更及び追加

35 日程の順序変更は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮つて行なう。

36 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いないで会議に諮つて日程に追加する。

議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮つて日程に追加する。

【先例1】 (略)

37 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮つて行なう。

38~39 (略)

第4章 選挙

第1節 選挙の方法

40 (略)

【先例1】議長、副議長及び一部事務組合並びに広域連合議会の議員の選挙は、原則として投票により行なう。ただし、指名推選によることもできる。

【先例2】選挙管理委員及び補充員の

て作成する。

32 (略)

33 議事が終わらなかつたため延会したときは、その事件を、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。

第2節 日程の順序変更・追加

34 日程の順序変更は、議長の発議・議員の動議により、討論を用いないで会議に諮つて行なう。

35 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いないで会議に諮つて日程に追加する。

議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮つて日程に追加する。

【先例1】 (略)

36 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議・議員の動議により、討論を用いないで会議に諮つて行なう。

37~38 (略)

第4章 選挙

第1節 選挙の方法

39 (略)

【先例1】議長・副議長、一部事務組合・広域連合議会の議員の選挙は、原則として投票により行なう。指名推選によることもできる。

【先例2】選挙管理委員・補充員の選

選挙は、指名推選により行なうのを通例とし、補充員の補充の順序は、議長が会議に諮^つて決める。

41 投票をも^つてする選挙**(又は表決)**は、日を単位として行ない、2日間にわた^つて行なうことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行なう。

42 指名推選の方法により選挙を行なうときは、議長発議**又は**議員の動議により、会議に諮^つて、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合

議長発議**又は**議員の動議により、議長が指名することを会議に諮^つて、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮^つて、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮^つて、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮^つて、異議がなければ、その者を当選人とする。

第2節 投票**及び**開票

43 投票に当た^つては、事務局長(職員)に点呼させる。

44~45 (略)

【先例1】 (略)

第3節 選挙の結果

46~47 (略)

48 議長**及び**副議長選挙により当選

挙は、指名推選により行なうのを通例とし、補充員の補充の順序は、議長が会議に諮^つて決める。

40 投票をも^つてする選挙・**表決**は、日を単位として行ない、2日間にわた^つて行なうことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行なう。

41 指名推選の方法により選挙を行なうときは、議長発議、議員の動議により、会議に諮^つて、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合

議長発議、議員の動議により、議長が指名することを会議に諮^つて、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮^つて、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮^つて、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮^つて、異議がなければ、その者を当選人とする。

第2節 投票・開票

42 投票に当た^つては、事務局長(職員)に点呼させる。

43~44 (略)

【先例1】 (略)

第3節 選挙の結果

45~46 (略)

47 議長・副議長選挙により当選し

した議員は、当選の告知を受けた後、就任のあいさつを行なう。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

49 (略)

第5章 議事

第1節 説明員

50 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から町長**又は**行政委員会の長に対して行なう。ただし、緊急の場合は口頭により行なう。

51 説明のための議場出席者の範囲は、町長**及び**行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任**又は**囑託を受け、議長に通知のあつた者とする。

第2節 諸般の報告

52 (略)

[報告事項例示]

- (1) (略)
- (2) 委員長、副委員長の選任**及び**辞任の報告
- (3) 議案等の受理**及び**撤回
- (4) 請願、陳情の受理**及び**付託前の取下げ
- (5) 監査、検査結果の報告**
- (6) 請願、陳情の処理経過**及び**結果の報告**
- (7) 一部事務組合議会の報告**
- (8)～(10)** (略)
- (11) 委員会の審査**又は**調査の報告**

た議員は、当選の告知を受けた後、就任のあいさつを行なう。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

48 (略)

第5章 議事

第1節 説明員

49 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から町長・行政委員会の長に対して行なう。ただし、緊急の場合は口頭により行なう。

50 説明のための議場出席者の範囲は、町長・行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任・囑託を受け、議長に通知のあつた者とする。

第2節 諸般の報告

51 (略)

[報告事項例示]

- (1) (略)
- (2) 委員長、副委員長の選任・辞任の報告
- (3) 議案等の受理・撤回
- (4) 請願、陳情の受理・付託前の取下げ
- (5) 請願、陳情の処理経過・結果の報告**
- (6) 一部事務組合・広域連合議会の報告**
- (7)～(9)** (略)
- (10) 委員会の審査・調査の報告**

(12) 行政 (研修) 視察の報告

(13)～(14) (略)

【先例1】諸般の報告は、開議宣告後、議事に入る前に行なう。なお、必要に応じ、議事に入つた後において行なうことができる。

【先例2】 (略)

53 諸般の報告のうち、議長**に**おいて必要と認めたものについては、事務局長(職員)に朗読させる。

54～55 (略)

56 諸般の報告**及び**行政報告に対する質疑は、原則として行なわない。

第3節 議題**及び**議案等の説明

57 議員が提案する議案等のうち、意見書案**及び**決議案で、内容の明確なものについては、趣旨説明を行なわない。

58 (略)

【先例1】 (略)

【先例2】 (略)

第4節 除斥

59 (略)

【先例1】 (略)

60 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮つて決定する。

【先例2】人事案件で、説明員のなかに該当者が出席している場合**において**は、議長が、当該議案の審議終了時まで退席を促すこととする。

61 (略)

第5節 委員会付託

(11) 先進地 (研修) 視察の報告

(12)～(13) (略)

【先例1】諸般の報告は、開議宣告後、議事に入る前に行なう。なお、必要に応じ、議事に入つた後において行なうことができる。

【先例2】 (略)

52 諸般の報告のうち、議長**が**必要と認めたものについては、事務局長(職員)に朗読させる。

53～54 (略)

55 諸般の報告、行政報告に対する質疑は、原則として行なわない。

第3節 議題・議案等の説明

56 議員が提案する議案等のうち、意見書案・決議案で、内容の明確なものについては、趣旨説明を行なわない。

57 (略)

【先例1】 (略)

【先例2】 (略)

第4節 除斥

58 (略)

【先例1】 (略)

59 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮つて決定する。

【先例2】人事案件で、説明員のなかに該当者が出席している場合は、議長が、当該議案の審議終了時まで退席を促すこととする。

60 (略)

第5節 委員会付託

62～63 (略)

【先例1】当初予算**及び**決算の審査においては、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」**及び**「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審議するものとする。

64 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会**又は**特別委員会に付託する。

第6節 委員会の中間報告

65 委員会は、審査**又は**調査中の事件について、中間報告をする**とき**は、あらかじめ議長に申し出る。

第7節 委員長報告

66 委員会報告書**及び**少数意見報告書は、**その**写しを議員に配付するとともに、執行者側に手交する。

67～70 (略)

71 委員長報告**及び**少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。

72 委員長報告の中で、付帯決議・**希望**意見等の表明があつたものについては、必要に応じて、議長の発議**又は**議員の動議により会議に諮**つ**て決定することができる。

第8節 少数意見の報告

73 (略)

74 委員会において2つ以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によ**つ**て報告の順序を定めて発

61～62 (略)

【先例1】当初予算・決算の審査においては、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」・「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審議するものとする。

63 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会、特別委員会に付託する。

第6節 委員会の中間報告

64 委員会は、審査・調査中の事件について、中間報告をする**とき**、あらかじめ議長に申し出る。

第7節 委員長報告

65 委員会報告書・少数意見報告書は、写しを議員に配付するとともに、執行者側に手交する。

66～69 (略)

70 委員長報告・少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。

71 委員長報告の中で、付帯決議・**要望**意見等の表明があつたものについては、必要に応じて、議長の発議、議員の動議により会議に諮**つ**て決定することができる。

第8節 少数意見の報告

72 (略)

73 委員会において2つ以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によ**つ**て報告の順序を定めて発

言を許可する。

75 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮^つて少数意見の報告は省略する。

第6章 発言

第1節 発言及び発言通告

76～79 (略)

80 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることができる。

第2節 一般質問

81 一般質問は、定例に再開する本会議の始めに行なう。

なお、夜間、休日等に開催する本会議でも行うことができる。

82 一般質問の通告は、原則として定例に再開する本会議招集日の7日前までに行なう。

なお、通告にあ^つては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。

(中略)

85 議長は、一般質問通告書の写しを作成し議員及び関係者(傍聴人を含む)に配付する。

86 議長は、議員から通告のあつた質問の要旨について、議会運営委員会終了後において、あらかじめ執行機関に通知する。

言を許可する。

74 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮^つて少数意見の報告を省略する。

第6章 発言

第1節 発言・発言通告

75～78 (略)

79 質問・質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものは、後刻答弁させることができる。

第2節 一般質問

80 一般質問は、一定期間に再開する本会議の始めに行なう。

なお、夜間、休日等に開催する本会議でも行うことができる。

81 一般質問の通告は、原則として一定期間に再開する本会議招集日の7日前までに行なう。

なお、通告にあ^つては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。

(中略)

84 議長は、一般質問通告書の写しを作成し議員・関係者(参画者を含む)に配付する。

85 議長は、議員から通告のあつた質問の要旨を、議会運営委員会終了後に、あらかじめ執行機関に通知する。

87 質問者は原則として原稿を作成し、それによつて発言する。

第3節 緊急質問

88～89 (略)

第4節 発言の取消し及び訂正

90 会議における議員の発言について、不穏当(不適當)な言辞があつたように思われるときは、議長が「不穏当(不適當)な言辞があつたように思われますので、後刻記録を調査の上措置します。」と宣告し、記録を調査の上、不穏当(不適當)であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取消し、公表(閲覧用を含む)する会議録には、その部分の発言は記載しない。**ただし**、会議録の原本にはそのまま記載する。

91 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

第7章 質疑・論点整理・討議及び討論並びに表決

第1節 質疑

92～94 (略)

【先例1】議案の質疑終了後は、問題点や課題を明確にするため、町長等執行機関と意見交換を行うことを通例とする。

第2節 論点整理

86 質問者は原則として原稿を作成し、それによつて発言する。

第3節 緊急質問

87～88 (略)

第4節 発言の取消し・訂正

89 会議における議員の発言について、不穏当(不適當)な言辞があつたように思われるときは、議長が「不穏当(不適當)な言辞があつたように思われますので、後刻記録を調査の上、措置します。」と宣告し、記録を調査の上、不穏当(不適當)であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取消し、公表(閲覧用を含む)する会議録には、その部分の発言は記載しない。会議録の原本にはそのまま記載する。

90 執行機関の発言の取消し・訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

第7章 質疑・意見交換・論点整理・討議・討論・表決

第1節 質疑

91～93 (略)

第2節 意見交換

94 **議案の質疑終了後は、問題点や課題を明確にするため、町長等執行機関と意見交換を行う**

第3節 論点整理

94の2 議案の質疑及び町長等執行機関との意見交換終了後は、活発な議員の自由討議に資するように論点・争点を整理し、まとめるものとする。

【先例1】（略）

第3節 討議

94の3 整理された論点・争点に沿い、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、合意形成に努めるものとする。

【先例1】（略）

第4節 討論

95～96 （略）

97 法及び会議条例に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。

(1)～(4) （略）

(5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可

(6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決

(7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決

(8)～(13) （略）

(参考) 法及び会議条例に規定されているもの

(1) （略）

(2) 会議時間の変更に異議のあるときの決定

(3) 先決動議の表決順序に異議あるときの決定

(4) 議事日程の順序変更及び追

95 議案の質疑、町長等執行機関との意見交換終了後は、活発な議員の自由討議に資するように論点・争点を整理し、まとめる。

【先例1】（略）

第4節 討議

96 整理された論点・争点に沿い、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、合意形成に努める。

【先例1】（略）

第5節 討論

97～98 （略）

99 法、会議条例に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。

(1)～(4) （略）

(5) 事件の撤回・訂正、動議の撤回の許可

(6) 議決事件の字句・数字等の整理を議長に委任する議決

(7) 委員会の審査・調査に対して期限を付ける議決

(8)～(13) （略）

(参考) 法・会議条例に規定されているもの

(1) （略）

(2) 会議時間の変更に異議があるときの決定

(3) 先決動議の表決順序に異議があるときの決定

(4) 議事日程の順序変更・追加の

加の議決

- (5) (略)
- (6) 一括議題とすることに異議のあるときの決定
- (7) 議案等の説明省略及び委員会付託の議決
- (8) 委員長及び少数意見の報告の省略
- (9) 発言時間の制限に異議あるときの決定
- (10)～(11) (略)
- (12) 表決の順序に異議あるときの決定
- (13) 議長及び副議長の辞職許可
- (14)～(15) (略)

第5節 表決

98 (略)

99 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。

100 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。

- (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合
原案に最も遠いものから先に表決をとる。
- (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合
まず、共通部分を表決に付す

議決

- (5) (略)
- (6) 一括議題とすることに異議があるときの決定
- (7) 議案等の説明省略、委員会付託の議決
- (8) 委員長、少数意見の報告の省略
- (9) 発言時間の制限に異議があるときの決定
- (10)～(11) (略)
- (12) 表決の順序に異議があるときの決定
- (13) 議長・副議長の辞職許可
- (14)～(15) (略)

第6節 表決

100 (略)

101 委員長報告が修正の場合、議員から修正案が提出された場合は、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。修正案が否決されたときは、原案について採決する。

102 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。

- (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合、原案に最も遠いものから先に採決する。
- (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合は、まず、共通部分を採決する。共通部分が極め

るのが通例である。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付することもある。

(3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通の部分がない場合議員の修正案から先に表決をとる。

(4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通の部分がある場合まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付する。

次に議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。

最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。

101 (略)

102 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決による。

【先例1】簡易表決及び投票による表決を除くほか、基本的には起立表決により行なうことを通例とする。

【先例2】(略)

第8章 委員会

103 委員の選任にあたっては、あらかじめ議長が議会運営委員会又は議員協議会において調整のうえ

て小部分であるときは、各案ごとに採決する。

(3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通の部分がない場合は、議員の修正案から先に採決する。

(4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通の部分がある場合は、まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について採決する。

次に議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について採決する。

最後に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分を除く委員会の修正案を採決する。

103 (略)

104 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易採決による。

【先例1】簡易表決・投票による表決を除くほか、基本的には起立採決により行なうことを通例とする。

【先例2】(略)

第8章 委員会

第1節 常任委員会・議会運営委員会

105 委員は、あらかじめ議長が議会運営委員会・議員協議会において調整のうえ指名し、本会議に諮つ

会議に諮って指名する。

104 議長は、委員長**及び**副委員長の互選の結果を本会議において報告する。

105 議長は、常任委員になつた後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。

106 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する**当該委員**が議長に申し出、議長が会議に諮つて、その所属を変更する。

変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、**当該委員**の申し出のみによつて、議長が会議に諮つて、その所属を変更する。

107 (略)

108 特別委員会の名称は、審査**又は**調査**若しくは**設置の目的を冠して呼称する。

109 (略)

110 特別委員会の委員長**及び**副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行なうのを原則とする。

111~114 (略)

て選任する。

106 議長は、委員長・副委員長の互選の結果を本会議において報告する。

107 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する**委員**が議長に申し出、議長が本会議に諮つて、その所属を変更する。

変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、**委員**の申し出のみによつて、議長が本会議に諮つて、その所属を変更する。

108 常任委員会は、所管に関する一般質問、住民懇談会の要望・意見を整理し、常任委員会としての取り組みを検討する。

109 常任委員会は、調査事件について委員間討議の後、参画者から意見を聴く機会を設ける。

第2節 特別委員会

110 (略)

111 特別委員会の名称は、審査・調査・設置の目的を冠して呼称する。

112 (略)

113 特別委員会の委員長・副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行なうのを原則とする。

第3節 連合審査会

114~117 (略)

第4節 委員会・特別委員会・連合審

115 委員会に付託された審査又は調査事件を、休会中もなお継続して行なおうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで休会中もこれを行なう旨の議決をすることもできる。

115の2 総務教育常任委員会及び経済福祉常任委員会は所管に関する一般質問を整理し、それぞれの委員会において常任委員会としての取り組みを検討する。

第9章 請願(陳情)

116 議長は請願の紹介議員にならないのを原則とする。

また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。

117~120 (略)

121 採択すべきものと決定した請願で、執行機関にその処理経過及び結果の報告を請求するときは、その旨を委員会で決定し、報告書に付記する。

122 町長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員に配付し、報告する。

123 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決され

査会の継続

118 委員会等に付託された審査・調査事件を、休会中も継続して行なうときは、委員会等からの申し出が原則だが、委員会等に付託する際に、議決することもできる。

長期の調査が必要なときは、調査終了まで休会中も行なう旨の議決をする。

第9章 請願・陳情

第1節 請願

119 議長は、請願の紹介議員にならないのを原則とする。

当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。

120~123 (略)

124 採択すべきものと決定した請願で、執行機関にその処理経過、結果の報告を請求するときは、その旨を委員会で決定し、報告書に付記する。

125 議長は、町長等から、請願の処理経過・結果の報告書が提出されたとき、直近の会議に議員に配付し、報告する。

126 議案に関連する請願は、議案が可決・否決されたとき、「みな

たときは、「みなし採択(不採択)」とする。

124 定例に再開する本会議及び定例に再開する以外の本会議の会期中において、 請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

125 請願の内容が数項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目をとりあげて、一部採択として採択 することができる。

126 (略)

127 陳情書又はこれに類するもの で、議長が必要と認めるものは、**請願書**の例により処理し、**請願書の例により** 処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮^つて、その写し、又は、その要旨を印刷し、議員に配付する。

【先例1】請願書、陳情書又はこれら に類するものは、本会議招集日の直近に開催される議会運営委員会に、その取扱いを諮るものとする。

ただし、緊急を要し、議長が真にやむを得ない案件(意見書案を含む)であると認めた場合は、議長が議会運営委員長の意見を聞いて、その取扱いを決定する。

第10章 辞職

し採択(不採択)」とする。

127 請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては「みなし採択」・「みなし不採択」として取り扱う。必要がある場合は、議決することができる。

128 請願の内容が数項目にわたる場合は、内容が採択できる項目をとりあげて、一部採択 することができる。

129 (略)

第2節 陳情

130 陳情やこれに類するもの で、議長が必要と認めるものは、**請願**の例により処理し、処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮^つて、その写し、要旨を印刷し、議員に配付する。

【先例1】請願、陳情やこれら に類するものは、本会議招集日の直近に開催される議会運営委員会に、その取扱いを諮るものとする。

緊急を要し、議長が真にやむを得ない案件(意見書案を含む)であると認めた場合は、議長が議会運営委員長の意見を聞いて、その取扱いを決定する。

第10章 辞職

128 議長、副議長**及び**議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

(1) 議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書で**その旨を**本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書で**その旨を**本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは、直ちに文書で**その旨を**本人に通知する。

129 議会の許可を得て辞職した議長**及び**副議長は、その会議においてあいさつをすることができる。

第11章 会議録

130 会議録署名議員は、会議日ごとに議席順により議長が指名する。

ただし、事故あるときは、次の議席にある者を指名する。

【先例1】(略)

【先例2】(略)

131 (略)

132 会議において**発言の取消しが許可されたときは、その発言は、**公表(閲覧用を含む)する会議録には記載しない。**ただし**、会議録の

第1節 許可・通知・退任挨拶

131 議長、副議長、議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

(1) 議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書で本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書で本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは、直ちに文書で本人に通知する。

132 議会の許可を得て辞職した議長・副議長は、その会議においてあいさつをすることができる。

第11章 会議録

第1節 定例会の会議録

133 会議録署名議員は、会議日ごとに議席順により議長が指名する。

事故あるときは、次の議席にある者を指名する。

【先例1】(略)

【先例2】(略)

134 (略)

135 会議において**取消しが許可された発言は、**公表(閲覧用を含む)する会議録には記載しない。会議録の原本にはそのまま記載する。

原本にはそのまま記載する。

執行機関等の関連する発言についても、同様である。

133 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載する。

ただし、公表(閲覧用を含む)する会議録には、その発言は記載しない。

134 会議において自ら発言を訂正したとき、又は当該議員から訂正の申し出があつて、議長がこれを許可したときは、会議録の原本には、その部分について傍線し、訂正した発言を記載した付せんを添付する。

【先例1】訂正した発言については、会議録の原本にはそのまま記載することを通例とする。ただし、公表(閲覧用を含む)する会議録には、訂正に係る発言の内容により記載しないことができる。

【先例2】(略)

【先例3】会議録作成前の録音テープ等の公開は禁止する。ただし、議会及び執行機関が議会活動並びに職務の都合上必要な場合において議長が認めたときはこの限りでない。

執行機関等の発言も、同様とする。

136 会議において、議長が取消しを命じた発言は、公表(閲覧用を含む)する会議録には記載しない。会議録の原本にはそのまま記載する。

137 会議において自ら発言を訂正したとき、当該議員から訂正の申し出があつて、議長がこれを許可したときは、会議録の原本には、その部分について傍線し、訂正した発言を記載した付せんを添付する。

【先例1】訂正した発言については、会議録の原本にはそのまま記載することを通例とする。公表(閲覧用を含む)する会議録には、訂正に係る発言の内容により記載しないことができる。

【先例2】(略)

第2節 常任委員会の会議録

138 常任委員会の会議録は、速やかに作成し、委員長が署名する。

139 発言の取り消し・訂正等の対応については、前節を準用する。

135 (略)

【先例1】議会運営委員会は原則として、定例に再開する本会議にあつては招集日の5日前(閉庁日を含む)まで、定例に再開する以外の本会議にあつては招集日の前日又は当日開催する。

【先例2】議長の諮問に応ずる場合又は委員長が必要と認めたときは、随時、議会運営委員会を開催することができる。

136 (略)

137 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

I 議会の運営に関する事項

- (1) 審議日数及び審議日数延長の取扱い
- (2)～(3) (略)
- (4) 議席の決定及び変更
- (5)～(13) (略)
- (14) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (15)～(22) (略)

(23) その他議会運営上必要と認められる事項

【先例1】(略)

II 議会の会議条例等に関する事

第1節 招集

140 (略)

【先例1】議会運営委員会は原則として、一定期間に再開する本会議にあつては招集日の5日前(閉庁日を含む)まで、一定期間に再開する以外の本会議にあつては招集日の前日又は当日開催する。

【先例2】議長の諮問に応ずる場合、委員長が必要と認めたときは、随時、議会運営委員会を開催することができる。

141 (略)

第2節 協議事項

142 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

I 議会の運営に関する事項

- (1) 審議日数・審議日数延長の取扱い
- (2)～(3) (略)
- (4) 議席の決定・変更
- (5)～(13) (略)
- (14) 議長、副議長、議員の辞職の取扱い
- (15)～(22) (略)

(23) 本会議の反省(審議・進行・一般質問等答弁事項進捗状況検討等)

(24) その他議会運営上必要と認められる事項

【先例1】(略)

II 議会の会議条例等に関する事

項

- (1) 会議条例、改正
- (2)～(3) (略)

Ⅲ 議長の諮問に関する事項

- (1) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (2) 議会への参画を奨励する規則の制定、改正
- (3)～(7) (略)

(8) 本会議の反省に関する事項

- (9) その他議長が必要と認める事項

138 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知するとともに必要に応じて執行者側に手交する。

【先例1】定例に再開する本会議の運営に関し、議会運営委員会における決定事項が議長へ報告されたときは、議長は速やかに文書をもつて議員に周知する。

【先例2】その他の議会運営等に関する周知については、文書又は口頭により行なうものとするが、議長において必要がないと認めた事項についてはこの限りでない。

【先例3】議会会議条例第20条の規定により修正の動議を提出する予定の議員は、予め議会運営委員長にその旨を報告するものとする。

項

- (1) 会議条例の制定、改正
- (2)～(3) (略)

Ⅲ 議長の諮問に関する事項

- (1) 議会の諸規程等の起草、先例解釈運用等
- (2) 議会参画奨励条例の制定、改正
- (3)～(7) (略)

- (8) その他議長が必要と認める事項

第3節 周知・遵守

143 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知し、必要に応じて執行者側に手交する。

【先例1】一定期間に再開する本会議の運営に関し、議会運営委員会における決定事項が議長へ報告されたときは、議長は速やかに文書をもつて議員に周知する。

【先例2】その他の議会運営等に関する周知については、文書・口頭により行なうものとするが、議長において必要がないと認めた事項についてはこの限りでない。

139 (略)

第13章 参考人

140~141 (略)

第14章 全員協議会

142 (略)

143 全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、議長が必要があるとき、**傍聴人**の退場を命じることができる。

144 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名**又は**記名押印しなければならない。

145~146 (略)

【先例1】(略)

第15章 慶弔

147 議員が叙勲され、**又は議員として受賞(系統町村議会議長会等の表彰を含む。)**したときは、会議において議長が報告する。

【先例1】伝達される表彰**にあつては、会議前において**議長より当該議員に対して行なう。

148 議員が逝去したときは、**会議**において議長より追悼の言葉を述べた後、黙とうを行なう。

【先例1】(略)

第16章 議会白書

144 (略)

第13章 参考人

第1節 参考人

145~146 (略)

第14章 全員協議会

第1節 全員協議会の運営

147 (略)

148 全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴(**参画**)することができる。ただし、議長が必要があるとき、**参画者**の退場を命じることができる。

149 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名・記名押印しなければならない。

150~151 (略)

【先例1】(略)

第15章 慶弔

第1節 慶弔の報告・対応

152 議員が叙勲、**系統町村議会議長会等の表彰を受賞したときは、**会議において議長が報告する。

【先例1】伝達される表彰**は、議場において本会議開会前に、**議長より当該議員に対して行なう。

153 議員が逝去したときは、**本会議**において議長より追悼の言葉を述べた後、黙とうを行なう。

【先例1】(略)

第16章 議会白書

第1節 議会白書の作成・公表

149 議員の名簿、構成、議会運営や会議の開催状況等をまとめた議会の概要**及び**開かれた議会づくりの足どりや取り組み事項**及び**議会、議員の評価等をまとめた開かれた議会づくりの概要を年度のはじめに作成し、これを公表する。

2 **議会白書、議会の評価及び議員の評価について**必要な事項は、別に要綱で定める。

第17章 **議会・議員の評価**

第1節 **議会の評価**

150 **議会の評価については**、評価の目的、評価方法や評価の項目毎に議会運営委員会において評価し、これを公表する。

第2節 **議員の評価**

151 **議員の評価については**、評価の指針や選挙の公約などを基本とし、議員個々が1年間の議会、議員活動の**取り組みを評価し**、これを公表する。

第18章 その他

152 議場における議員に対する**敬称**は、「議員」**及び**「委員」とする。

【先例1】（略）

154 議員の名簿、構成、議会運営や会議の開催状況等をまとめた議会の概要、開かれた議会づくりの足どりや取り組み事項、議会・議員の評価等をまとめた開かれた議会づくりの概要を年度のはじめに作成し、議会白書として公表する。

2 **議会白書について**必要な事項は、福島町議会広報広聴要綱で定める。

第17章 **議会・議員評価**

第1節 **議会評価**

155 **議会評価は**、評価の目的、評価方法や評価の項目毎に議会運営委員会において評価し、これを公表する。

2 **議会評価について必要な事項は**、福島町議会活動評価要綱で定める。

第2節 **議員評価**

156 **議員評価は**、評価の指針や選挙の公約などを基本とし、議員個々が1年間の議会、議員活動の**取り組みを、目標（公約）設定・評価し**、これを公表する。

2 **議員の目標（公約）設定・評価について必要な事項は**、福島町議会議員評価要綱で定める。

第18章 その他

第1節 **議場における呼称**

157 議場における議員に対する**呼称**は、「議員」・「委員」とする。

【先例1】（略）

153 一般選挙後の最初の議会における紹介等の対応については、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 臨時議長は、執行機関の幹部職員の紹介及び議員の自己紹介を行なわせる。

154 (略)

155 議員選出の一部事務組合及び広域連合議会の議員が当該議会に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

【先例1】 会議を主催する団体より、会議録及びそれに類似する書類等が送付される場合においては、それをもつて出席議員より議長に対して報告されたものとみなす。

156 議会を代表して出席した会議については、その経過及び結果を議長に報告する。

157 議場等の本会議以外の使用については、その使用の内容により、議長が許可した場合においては使用を認めるものとする。

【先例1】 (略)

第2節 出席者の紹介

158 一般選挙後の最初の議会における紹介等の対応は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 臨時議長は、執行機関の幹部職員の紹介、議員の自己紹介を行なわせる。

第3節 記章のはい用

159 (略)

第4節 一部事務組合・広域連合議会議員等の報告

160 議員選出の一部事務組合・広域連合議会の議員が当該議会に出席したときは、経過・結果を議長に報告する。

【先例1】 会議を主催する団体より、会議録・それに類似する書類等が送付される場合は、それをもつて出席議員より議長に対して報告されたものとみなす。

161 議会を代表して出席した会議については、経過・結果を議長に報告する。

第5節 議場等の使用

162 議場等の本会議等以外の使用については、議長が使用の内容により許可した場合に認めるものとする。

【先例1】 (略)

附 則

平成31年4月1日から施行する。